



鳥取県公報

平成 18 年 11 月 1 日 (水)
号外第 159 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (780) (道路企画課)	2
	県道の供用の開始 (781) (〃)	2

告 示

鳥取県告示第 780 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町152-2地先から同市古市173-2地先まで	変更前	23.0 ~ 33.0	136.0
		変更後	23.0 ~ 31.0	136.0

鳥取県告示第 781 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町152-2地先から同市古市173-2地先まで	平成18年11月1日